

米国における S 法人の株式取得に係る税務

鈴木 孝 一

はじめに

1. S 法人の選択と終了
2. S 法人の株主課税の仕組み
3. S 法人の資産の取得と株式の取得
4. 資産の取得とみなされる株式取得— § 338(h)(10) の選択
5. 資産の処分とみなされる株式売却— § 336(e) の選択
6. 事例による検討

おわりに

はじめに

サブチャプター C (Subchapter C) は、分配される法人所得が二重課税になることを前提にしている。法人は、別個の実業体としてその課税所得に課税され、株主は、法人の税引後所得の分配に課税される¹。

サブチャプター S (Subchapter S) は、選択要件を満たし、かつそれを選択した法人とその株主に対する特別な税務上の取扱いであり、内国歳入法第 1361 条から第 1379 条 ((Internal Revenue Code §§ 1361~1379, 以下、§ 1361 のように略記する。)) の規定で構成される。サブチャプター C の法人と株主に

対する通常の課税方式に代えて、要件を満たす事業については、C 法人とその株主に対する「二重課税」を回避することができる²。

選択をした法人(S 法人(S corporation)という。)は、連邦所得税法上はパートナーシップに非常によく似たパススルー事業体 (a passthrough entity) として扱われる。しかし、その他、税務目的以外 (有限責任のように) では州法による法人である。S 法人は、所得に対する別個の事業体段階での連邦所得税を回避できる。原則として、法人の利得・損失は株主にパススルーされ、株主に直接に課税 (または控除) される³。

内国歳入法の定義によれば、C 法人は、ある課税年度において、その年度の S 法人でない法人をいい (§ 1361(a)(2))、S 法人とは、ある課税年度において、§ 1362(a) の選択が有効であるその年度の小規模事業法人 (small business corporation) をいう (§ 1361(a)(1))。したがって、S 法人になるには、小規模事業者に該当し、かつ、その選択をしなければならない。S 法人以外の法人は C 法人、すなわち、普通法人である。

S 法人と C 法人 (C corporation) の呼称は、適用される内国歳入法の規定に由来する。すなわち、S 法人には内国歳入法のサブチャプター S の規定が適用され、C 法人には同法のサブチャプター C の規定が適用される。

なお、サブチャプター C の規定は、サブチャプター S の規定と矛盾しない限りにおいて S 法人とその株主に適用される (§ 1371(a))。

内国歳入庁 (Internal Revenue Service) の直近の税務統計によれば、2023 年度の S 法人による申告件数は 5.8 百万件であり、C 法人による申告件数 2.4 百万件を 3.4 百万件上回る⁴。

このように、米国においては、S 法人は、租税負担の軽減のために広く採用されている課税上の法人形態である。

本稿においては、米国における M&A (Mergers & Acquisitions) の税務に関する研究の一部として、S 法人の株式取得に係る税務について論述する⁵。

まず、初めに、S 法人の要件と選択手続について説明する。次いで、S 法人

の株主課税の仕組みについて述べる。その後、S 法人の株式取得について、§ 338 (h)(10)及び § 336(e)を選択した場合の S 法人株主の課税関係について論じる。そして最後に、これらの選択による当事者の税負担の増減とそれを考慮した株式の売買価額の決定との関係について検討する。

なお、本稿では、論点を絞るため、S 法人は設立当初から S 法人を選択しており、C 法人としての期間はないものとして論ずる⁶。

1. S 法人の選択と終了

(1) S 法人の選択

1) S 法人の要件

S 法人の選択ができる要件を満たす法人を「小規模事業法人 (small business corporation)」という (§ 1361(a)(1))。ここに、「小規模」とは、S 法人の株主になることのできる人数をいうのであって、S 法人の純資産額や所得金額に制限はない⁷。

法人が、小規模事業法人になるには、以下の要件を満たさなければならない。

① 法人は、内国法人である (§ 1361(b)(1))。

② 法人の株主数は、100 人以下である (§ 1361(b)(1)(A))。

この場合、夫婦は 1 人として計算する (§ 1361(c)(1)(A)(i))。家族のメンバーも 1 人として計算する (§ 1361(c)(1)(A)(ii))。

③ その株主は、個人である (ただし、遺産財団、§ 1361(c)(2) に規定する信託及び § 1361(c)(6) に規定する免税事業体は株主になることができる。) (§ 1361(b)(1)(B))。

法人は、たとえ S 法人であっても、他の S 法人の株主になることはできない。ただし、所定の要件を満たせば、他の S 法人の株式の 100% を所有する株主になることはできる。当該子法人を適格 S 子法人 (Qualified Subchapter S Subsidiary (以下、QSub と略称する。)) という (§ 1361(b)(3)(B))。

また、S法人はC法人を子会社とすることができるが、連結納税申告書には含めない (§ 1504(b)(8))。

さらに、S法人はパートナーシップのメンバーになることはできるが、パートナーシップがS法人の株式を取得したときは、S法人の選択は終了する⁸。

④ その株主は、非居住外国人でない (§ 1361(b)(1)(C))。

⑤ 法人が発行する株式の種類は1種類である (§ 1361(b)(1)(D))。

この場合、分配収入と清算収入について同一の権利がある場合には (§ 1.1361-1(l)(1))、たとえ、議決権に違いがあっても (§ 1361(c)(6))、1種類の株式になる。

この要件があることにより、S法人の税務諸項目の比例的な配分の計算が容易にできる⁹。

また、次の法人は、S法人を選択できない法人 (an ineligible corporation) として、S法人になることはできない (§ 1361(b)(2))。

① 貸倒損失に対して § 585 の準備金方式を採用する金融機関 (§ 1361(b)(2)(A))。

② サブチャプター L の適用がある保険会社 (§ 1361(b)(2)(B))。

③ § 936 の「属国法人 (possession corporations)」の選択を受ける法人 (§ 1361(b)(2)(C))。

④ 米国国際販売会社 (DISC ないし元 DISC) (§ 1361(b)(2)(D))。

2) 選択の手続

S法人の選択 (以下、S選択という。) は、選択する課税年度の開始から3か月目の15日まで、ないしは前課税年度中に行う (§ 1362(b)(1))。3か月目の15日より遅れて提出されたS選択は、翌年度の課税年度に対するものとして扱う (§ 1362(b)(3))。選択日において株主である全員の同意が必要である (§ 1362(a)(2))。

また、期限までにS選択が行われなかった場合でも、内国歳入庁長官 (the

Secretary) がその遅れたことに合理的な理由があると判断した場合は、期限までになされたものとした扱うことができる (§ 1362(b)(5))。

(2) S 法人の終了

上記 (1) の小規模事業法人に該当しなくなると、S 法人の選択は終了する (Income Tax Regulations Section 1.1362-2(b)(1)、以下、§ 1.1362-2(b)(1) のように略記する。)。したがって、株式の売却により株主が、適格な株主から非適格な株主、たとえば、C 法人、非居住外国人、ないしパートナーシップに代わると選択は終了する。

S 法人として事業を継続している年度中においても、異なる種類の株式を発行したり、株主数が 100 名を超えることになると選択は打ち切られる。

S 法人の選択年の途中で S 選択が終了するときは、その課税年度は S 短期年度 (S short year) と C 短期年度 (C short year) の 2 つの年度に分割される (§ 1362(e)(1))。

S 法人の要件に該当しないことによる終了の場合は、S 法人が要件を満たさなくなった日に効力が生じる (§ 1362(d)(2)(B))。これにより S 短期年度は、要件を満たさない事象が生じた日の前日に終了する。そして、C 短期年度は、その日に開始する (§ 1362(e)(1))。

この場合、S 法人の所得は、原則として、S 短期年度と C 短期年度のそれぞれの日数の割合で配分する (the daily allocation rule¹⁰) (§ 1362(e)(2))。

この均等配分 (pro rate allocation) に代えて、法人の選択により、各短期年度に発生した実額に基づいて税務項目を配分する通常の会計方式 (normal accounting rules) を採用することもできる。この場合には、S 短期年度中の総ての株主と C 短期年度の初日の株主から、通常の会計方式についての同意を得なければならない (§ 1362(e)(3))。この配分方式は、中間決算法 (the interim closing method¹¹) と呼ばれる。

また、S 終了年度中に、法人株式の 50% 以上が売却ないし交換されると、

税務項目は均等配分ではなく、通常の会計方式により配分しなければならない (§ 1362(e)(6)(D))。

この方式では、すべての項目が、通常の会計方式により2つの短期期間に配分される¹²。

設例 1 - 1¹³

パートナーシップが、暦年を課税年度とする売却S法人の株式の全部を9月17日に取得する。この取得について、§§ 336(e), 338(g), 338(h)(10) の選択 (筆者注: 後述する。) はしない。売却法人は、1月1日から9月16日までの短期のS法人の課税期間になり、当該課税期間内に稼得した所得のすべてをS法人の申告書に含める。そして、9月17日に開始するC法人の課税期間内に稼得した所得のすべてをC法人の申告書に含める。

(3) S法人の課税年度

S法人の所得ないし損失は、S法人の課税年度が終了する年度を含む株主の課税年度に、株主の持株割合 (pro rata share) に応じて株主の所得・損失として取り込む (§ 1366(a)(1))。

S法人は、暦年とは異なる事業年度を選択することに事業目的がない限り、暦年を課税年度とする (§ 1378(b))。

2. S法人の株主課税の仕組み

(1) S法人の所得の株主への配賦

S法人は、原則として、連邦所得税が課されない (§ 1363(a))。S法人の所得 (免税所得を含む)、損失、控除及び税額控除は株主にパススルーされる (§ 1366(a))。パススルーされるこれらの項目は、分離課税項目と非分離の所得・損失 (nonseparately computed income or loss) の2つに区分する (§ 1366

(a)(1))。分離課税項目とは、株主が区分しなかった場合に比して、区分することによって税額の計算に影響を及ぼす項目である。すなわち、それぞれの株主の税務上の状況に応じて、各株主の租税債務の決定に及ぼす影響が異なる項目をいう¹⁴。たとえば、(i) 法人の資本資産 (capital assets) の売却・交換による利得・損失で、所有期間ごと、かつ § 1(h) の税率区分ごとに分類して合計した純額 (§ 1.1366-1(a)(2)(i))¹⁵、(ii) 法人の § 1231 資産の売却・交換による利得・損失 (筆者注：後述する。) で、所有期間ごと、かつ § 1(h) の税率区分ごとに分類して合計した純額 (§ 1.1366-1(a)(2)(ii)) が分離課税項目に含まれる。

非分離の所得・損失は、分離課税項目を除外して計算した総収入 (gross income) から費用 (deductions allowed) を控除した金額である (§ 1366(a)(2), § 1.1366-1(a)(3))。

株主は、原則として、S 法人が所得を実際に分配するかどうかにかかわらず、S 法人の所得、損失、控除及び税額控除を、1 株につき、1 日当たりいくらの基準 (a per share, per day basis) で計算して、株式所有割合に応じた額を申告書に含める (§ 1.1366-1(a)(1))。

株主の所得に算入する時期は、上述したように、S 法人の課税年度末を含む個人の課税年度である (§ 1.1366-1(a)(1))。パススルーされる利得・損失の性格は、法人レベルで決定した性格と同一である (§ 1366(b))。

(2) S 法人株式の税務基礎価額 (basis) の修正

株主が所有する S 法人の株式の税務基礎価額は、課税期間における分離の所得項目と非分離の所得項目を増額する (§§ 1.1367(a)(1), 1.1367-1(b)(1))。また、株式の税務基礎価額は、分離及び非分離の損失、控除項目、非課税の分配、および課税所得の計算上控除できず、かつ、資本的支出でない費用を減額する (§ 1.1367(a)(2)(D)), § 1.1367-1(c)(1))。このような費用 (noncapital, nondeductible expences) には、違法な賄賂等が含まれる (§ 162

(c), § 1.1367-1(c)(2))。

株式の税務基礎価額の修正は、通常、S法人の課税年度の末日に行う。しかし、株主が法人の課税年度の期間中に株式を処分するときは、当該株式に係る修正は処分直前に効力を有する (§ 1.1367-1(d)(1))。この税務基礎価額の増額修正は、株主が株式を売却することにより認識する利得の額を減少させる (または、損失の額を増加させる。)¹⁶。

株式の税務基礎価額を修正する順序は次の通りである (§§ 1367(a)(2), 1.1367-1(f))。まず、分離及び非分離の所得を増額する。次いで、分配額を減額する。その次に、分離及び非分離の損失、控除を減額する。

この、分配額の減額のあとに損失、控除の額を減額するという順番は、非課税の分配額 (§ 1368(b)(1)) を最大化するが、反面、株主が当期に控除する損失の額は減少する¹⁷。

なお、株式の税務基礎価額の修正により、株式の税務基礎価額がゼロ以下になることはない (§ 1.1367(a)(2))。当期に控除できなかった損失の額 (§ 1366(d)(1)) は、翌期以降に繰り越して、翌期以降の損失として扱う (§ 1366(d)(2))。

設例 2 - 1¹⁸

個人 A は、X (新規設立の暦年を課税年度とする S 法人) に \$ 10,000 を出資してその株式の全部を取得した。年度 1 における X の課税所得は \$ 5,000、キャピタルロス \$ 9,000 である。同年 12 月 31 日に \$ 8,000 を A に分配する。X は課税されない (§ 1363(a))。\$ 5,000 の所得がパススルーされて、A に直接課税される (§ 1366(a))。A の所有する X 株式の税務基礎価額 \$ 10,000 は、まず、\$ 5,000 増額し (§ 1.1367(a)(1))、次いで非課税の分配額 \$ 8,000 を減額する (§ 1367(a)(2)(A)) ので、分配直後には \$ 7,000 になる。そして、この税務基礎価額から当期の損失を控除するが、税務基礎価額ゼロまでしか減額できない。したがって、A は当期の損失 \$ 7,000 を減額する。残り \$ 2,000 の

損失は、損失の控除制限（§ 1366(d)(1)）により、翌期以降の年度に繰り越す（§ 1366(d)(2)）¹⁹。

3. S 法人の資産の取得と株式の取得

買手が、S 法人の事業を取得する場合、(1) 資産の取得と (2) 株式の取得の 2 つの方法がある。

(1) 資産の取得

S 法人の資産を取得する場合、第 1 段階として S 法人が資産を売却し、第 2 段階としてその売却代金を株主に分配して清算する 2 つの取引から構成される。それぞれの段階における課税関係は次のようになる。

1) 第 1 段階の S 法人の資産の売却

所得、利得、損失、所得控除、税額控除の諸項目は、S 法人の株主（個人か所定の信託等でなければならない。）にパススルーされて、法人ではなく個人の税率及び課税ルールで課税される（§ 1366）。このことは、S 法人が資産の売却によって多額の長期キャピタルゲインを認識した場合（ごく一般的に発生する。）は、その利得は、連邦所得税法上は株主レベルで長期譲渡所得の優遇税率²⁰で課税されることを意味する²¹。

2) 第 2 段階の S 法人の清算

S 法人は清算により利得・損失を認識する（§ 336(a)）。それゆえ、含み益のある資産（時価が税務基礎価額を上回る資産）の分配について利得・損失を認識する。しかし、S 法人の場合は、この利得・損失は再び株主にパススルーされる。その代わりに、株主は § 1367 に基づいて S 法人株式の税務基礎価額を増額する。その結果、株主は S 法人の清算により分配された資産の時価

と S 法人株式の税務基礎価額との差額があれば、その差額は、キャピタルゲイン・ロスとして認識する（§§ 331、1001）²²。

設例 3 - 1²³

S 法人が所有する資産の税務基礎価額は \$ 500、時価は \$ 2,000 である。A が S 法人の株式の全部を所有しており、その税務基礎価額は \$ 500 である。A は S 法人を Mega 社に売却したいが、Mega 社は株式を購入する代わりに資産を \$ 2,000 で購入すると申し出ている。Mega 社が現金で一括払いするときは、S 法人に \$ 1,500 の利得が発生し、その利得は A にパススルーされて A に課税される。A は A が所有する S 法人の株式の税務基礎価額を \$ 2,000（\$ 500 にパススルーされた利得 \$ 1,500 を加算する。）に増額する。A は S 法人から \$ 2,000 の現金を、税金を追加して支払うことなしに引き出せる。

上記設例から明らかなように、資産の売却に係る利得は S 法人には課税されず、株主にパススルーされて株主に課税される。その課税された額と同額だけ、株主が所有する S 法人の株式の税務基礎価額を増額する。その結果、清算により売却代金が分配された場合は、S 法人の株主が認識する利得は生じない。最終的な課税関係は、株主段階における 1 段階課税である²⁴。

(2) 株式の取得

S 法人の株式を取得する場合は、売手である S 法人の株主は、株式の売却収入とその税務基礎価額との差額を利得・損失として認識する（§ 1001(a)）。買手は S 法人の株式の税務基礎価額を時価とする（§ 1012(a)）。しかし、S 法人の資産の税務基礎価額は従来の税務基礎価額がそのまま据え置かれる（§ 334(b)）。

(3) S 法人の資産取得か株式取得かの選択基準

買手にとっては、株式の取得によるよりも資産を取得した方が有利である。

なぜなら、資産取得の場合は、償却資産の時価を税務基礎価額として償却するので、減価償却費の額がより多くなる。したがって、買手は、株式を取得するより資産を取得しようとする。

しかし、税務目的以外か又は法的な理由により資産を取得できないか、それが適切でない場合がある。たとえば、売手に、価値のある契約上の権利やその他の諸関係 (other relationships) があり、これらが売手から買手に譲渡されるときは無効になる場合である²⁵。

このような制約により、買手は、税務上は資産取得が有利であっても、株式取得の方法によらざるを得ない場合がある。しかし、次の 2 つの規定により、税務上は、株式取得を資産取得として扱うことができる。これらの規定を選択した場合には、買手は、株式の取得にもかかわらず、資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることができる。

1 つは、§ 338(h)(10) の選択であり、他の 1 つは § 336(e) の選択である。どちらの規定も、所定の要件を満たす株式取得 (ないし株式売却) を資産の取得 (ないし資産の処分) として扱う規定である。

4. 資産の取得とみなされる株式取得— § 338(h)(10) の選択

§ 338(h)(10) の選択の規定は、§ 338(g) の選択の規定を基礎に置いている。§ 338(g) は、取得法人が適格株式取得 (qualified stock purchase, 以下 QSP と略称する。) をしたとき (§ 338(d)(3), § 1.338-3(b)(1))、その選択により、株式の取得を資産取得として扱うことを認める。この取扱いにより、取得法人は、売却法人の資産の税務基礎価額を時価 (後述する AGUB) とする (§ 338(a)(2))。しかし、§ 338(g) を選択すると、売却法人が資産のみなし売却に課税される (§ 338(a)(1)) ほか、売却法人の株主も株式の売却益に課税 (§ 1001) される。すなわち、株主段階と売却法人段階の二段階課税が発生する。そのため、通常は § 338(g) は選択されない。§ 338(h)(10) の規定はこの二段階課税を、

売却法人段階での一段階課税にするために設けられた特例である。§ 338(h)(10)の選択は、近年、きわめて一般的であり、特に、売却法人がS法人であるときに顕著である²⁶。

§ 338(h)(10)の選択の前提となるQSPとは、S法人の(1)議決権株式の80%以上かつ(2)全株式の価値総額の80%以上を12か月内に購入によって取得することをいう(§§ 338(d)(3), 1504(a)(2))。

この購入には、あらゆる取得が含まれるが、以下の3つの場合は除かれる(§ 338(h)(3))。

- (i) 株式の取得価額が譲渡者の税務基礎価額に全部または一部が関連づけられて決定される取引で取得するか、ないしは相続で取得する。
- (ii) § 351の取引や法人の組織変更を含む非課税取引で取得する。
- (iii) § 318により購入者に帰属するとされる者(筆者注：関連者)から取得する。

(1) § 338(h)(10)の選択要件

- ① 購入者(以下Pという。)と売却法人(target, 以下Tという。)の株主が共同して選択する。この場合、T株式を売却しない株主も、選択に同意しなければならない。その選択は、PがTを取得した日を含む月の翌日から9か月目の15日までに行う(§ 1.338(h)(10)-1(c)(3))。
- ② Pは法人組織でなければならない(§ 338(d)(3), § 1.338-3(b)(1))。法人がT株式を取得してT株主になると、取得後のTはS法人の要件を満たさない²⁷。
- ③ Tは、取得日においてS法人でなければならない(§ 338(d)(3), § 1.338(h)(10)-1(b)(4))。

Tが売却連結グループのメンバー等の場合の§ 338(h)(10)の選択は、Pが12か月の期間内にT株式(議決権と価値)の80%以上を取得すれば要件を満たす。しかしTがS法人であるときは、Pが株主になる日の終わりにTはS

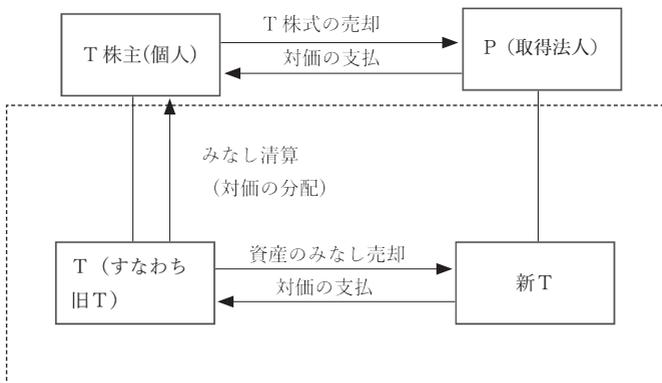
法人の資格を失う。そのため、T を 12 か月の取得期間内に徐々に (creeping) 取得することはできず、取得日に一度の取引で取得しなければならない²⁸。

(2) § 338(h)(10) の選択の効果

§ 338(h)(10) の選択が行われると、S 法人の株主は、株式の売却による利得・損失を認識しない (§ 338(h)(10)(A), § 1.338(h)(10)-1(d)(5)(iii))。すなわち、実際の T 株式を売却する取引は無視される。代って、次のように扱われる。図表 1 を参照のこと。

① 旧 T (Old T) は、取得日の終わり (ただし、みなし清算の前) に資産のすべてを新 T (New T) に売却したものとみなす。旧 T は、みなし売却価額総計 (aggregate deemed sale price, 以下 ADSP²⁹ と略記する。) を対価として、資産のみなし売却について利得・損失を認識する。旧 T のみなし資産の売却益に係る税金は、T 株主に所有されている間に発生する。T の S 選択は取得日の終わり (資産のみなし売却とみなし清算の時を含む。) まで有効である (§ 1.338(h)(10)-1(d)(3)(i))。

図表 1 § 338(h)(10) の選択とみなし取引



(注) 点線内がみなし取引

② 旧 T は、T 株主に所有されている間（取得日の終わり前で、資産のみなし売却後）に、資産（筆者注：資産のみなし売却で受け取った金銭）を T 株主に譲渡して消滅する。この譲渡は、たいていの場合、§ 331 の適用のある完全清算による分配とみなされる（§ 1.338(h)(10)-1(d)(4)）³⁰。

③ T 株主は、株式を売却したかどうかにかかわらず、§ 1366 により、資産のみなし売却について認識した利得・損失の額を持分に応じて申告する。売却しない株主であっても資産のみなし売却とみなし清算による利得は申告しなければならない（§ 1.338(h)(10)-1(d)(5)(i)）。また、§ 1367 に基づき、当該利得・損失の額を株式の税務基礎価額に加算・減算する。その後、T 株主は、旧 T から上記②の資産を受け取ったものとみなされる。この分配は、上記②と同様に、ほとんどの場合、§ 336 の適用のある完全清算による分配とみなされる（§ 1.338(h)(10)-1(d)(5)）。したがって、清算による分配額が、S 法人の株主が所有している T 株式の税務基礎価額を上回れば、利得が認識される。

しかし、多くの場合、みなし資産売却による利得・損失のパススルーによる税務基礎価額の修正によって、T 株主が保有する T 株式の税務基礎価額は、みなし清算による分配額にほぼ一致する。そのため、みなし清算により S 法人の株主に利得・損失が認識されることはない（§ 1.338(h)(10)-1(d)(5) 参照）³¹。

④ 新 T は取得日の翌日に旧 T から資産のすべてを購入したものとみなす（§ 338(a)(2)）。新 T の資産に付す修正グロスアップ価額（adjusted grossed-up basis, 以下 AGUB と略記する。）は、§ 1.338-5 に基づいて決定され、§ 1.338-6 及び § 1.338-7 の配分法（筆者注：残額法）により取得日の資産に配分される（§ 1.338(h)(10)-1(d)(2)）³²。

(3) § 338(h)(10) の選択基準

T 株式の売却について、§ 338(h)(10) を選択しなければ、株主は、株式の売却収入と株式の税務基礎価額の差額をキャピタルゲインとして認識する。

§ 338(h)(10) を選択すると、T 資産のみなし売却による売却益が株主にパススルーされて株主に課税される。その代わりに、株主が所有する株式の税務基礎価額を同額だけ加算する。その結果、T 資産の売却収入を株主に分配するのみなし清算からは損益は生じない。

結果として、§ 338(h)(10) の選択の有無にかかわらず、S 法人の株主が認識する利得・損失の総額は変わらない。しかし、その性格が異なる。単純な株式売却の場合は、売却益がキャピタルゲインになる。他方、T 資産のみなし売却益は、通常利得・損失 (ordinary gains or losses)、§ 1231 利得・損失及びキャピタルゲイン・ロスの混成である³³。

なお、§ 1231 利得・損失とは、次の取扱いにより生じる利得・損失である。すなわち、1 年を超えて所有し、事業の用に供していた § 1231 資産 (償却する動産と不動産。ただし、棚卸資産を除く (§ 1231(b))。)) を売却した場合、売却益の金額が売却損の金額を上回る額 (純売却益) は、長期キャピタルゲインになる (§ 1231(a)(1))。売却損の金額が売却益の金額を上回る額 (純損失) は通常損失になる (§ 1231(a)(2))³⁴。

さらに、1 年を超えて所有し、事業の用に供していた下記の資産を売却した場合には、売却益について次の特別な取扱いがある。

- i) § 1245 資産 (減価償却の対象となる動産等 (§ 1245(a)(3))) を売却した場合、売却益の金額を限度に過年度の減価償却費の額を通常所得にする (§ 1245(a)(1))。取得価額を超える売却益は § 1231 資産の長期キャピタルゲインになる³⁵。
- ii) § 1250 資産 (償却対象となる不動産 (§ 1250(c))) を売却した場合、売却益のうち、過年度に損金算入した減価償却費の額が、定額法による減価償却費の額を超える額は、通常所得になる (§§ 1250(a), (b))。また、売却益の金額を限度に過年度の定額法による減価償却費の額はキャピタルゲインになる (unrecaptured gain)。税率は 25% である (§ 1(h)(1)(E))。§ 1250 資産の取得価額を上回る売却益は、§ 1231 資産の長期キャピタル

ゲインになる³⁶。

(4) 旧 T の課税年度

§ 338(h)(10) の選択により、S 法人の株主として適格でない法人株主が新 T の株式を所有することになるので、旧 T の課税年度は取得日の終わりに終了する（§ 1.338(h)(10)-1(d)(3)(i)）。また、P を株主とする C 法人になった新 T の課税年度は取得日の翌日に開始する（§ 338(a)(2)）。

設例 4 - 1³⁷

B 法人は暦年を課税年度とする T (S 法人) の株式を 9 月 17 日に購入し、その取得について § 338(h)(10) の選択をする。その結果、T は 1 月 1 日から 9 月 17 日までの短期の課税年度となる。（そして、§ 338(h)(10) の選択により生じるみなし売却の課税関係を含めてその短期の期間に稼得したすべての所得を 1 月 1 日から 9 月 17 日までの短期の課税年度の税務申告書で報告する。）。新 T は 9 月 18 日に開始する課税年度からは B 法人の連結納税申告書に含まれる³⁸。

5. 資産の処分とみなされる株式売却— § 336(e) の選択

§ 336(e) は、S 法人の株主による S 法人の株式の適格株式処分 (qualified stock disposition, 以下 QSD と略記する。) を、資産の処分及び取得として扱う選択を認める（§ 1.336-1(a)(1)）。

QSD とは、S 法人の (1) 議決権株式の 80% 以上かつ (2) 全株式の価値総額の 80% 以上を 12 か月内に、売却、交換、分配ないしそれらの組み合わせにより処分することをいう（§ 1.336-1(a)(6)）。この処分には、あらゆる処分が含まれるが、以下の 3 つの処分は除かれる（§ 1.336-1(a)(5)(i)）。

(i) 株式の取得価額が譲渡者の税務基礎価額に全部または一部が関連づけ

て決定される取引で取得するか、ないしは相続で取得する。

(ii) § 351 の取引や法人の組織変更を含む非課税取引で処分する。

(iii) 関連者に株式を処分する。

§ 336(e) は、§ 338(h)(10) と要件および手続はかなり異なるが、その課税関係は § 338(h)(10) と同一である (§ 1.336-1(a)(1) 参照)。そこで本節では、§ 338(h)(10) の要件及び手続との違いを中心にして § 336(e) の選択の特徴を明らかにする。

(1) § 336(e) の選択要件

① S 法人の株主 (T 株主という。) 全員と売却法人 (T という。) が共同で選択する。この場合、T 株式を売却しない株主も、選択に同意しなければならない (§ 1.336-2(h)(3)(i))。

§ 336(e) の選択をするときは、選択報告書 (the section 336(e) election statement) とは別に、株式を売却しない株主を含む全株主と T の間で、書面による同意書 (a written, binding agreement) を締結して T はその写しを保持する。さらに、T は、売却日を含む課税年度の申告期限 (延長している場合は延長期限) までに § 336(e) の選択報告書を税務申告書に添付して提出する (§ 1.336-2(h)(3))。

§ 336(e) の選択がなされると、上述した § 338(h)(10) の選択の場合と同様、旧売却法人 (旧 T) の最終の S 法人税務申告書の提出期限は、取引が発生した月の翌月から 3 か月目の 15 日 (筆者注: すなわち 2 か月と 15 日) になる。すなわち、§ 6072(b) の一般原則が適用される³⁹。

しかし、§ 336(e) の選択手続の提出期限は § 338(h)(10) とは著しく異なる。§ 338(h)(10) の選択の場合、税務申告書の提出とは別に、QSP が発生した月の翌月から 9 か月目の 15 日までに選択すればよい。これに対して、§ 336(e) の選択の場合、選択手続が税務申告書の提出と直接結びついており、QSD が発生した月の翌月から 3 か月目の 15 日までに選択しなければならない⁴⁰。

このように § 336(e) の選択は § 338(h)(10) の選択に比較して、選択期限が著しく短い。

② QSD は、処分サイドに重点がある。そのため、購入者の資格 (identity) は無関係である。P は法人以外の購入者でもよい。また、複数の購入者を合算して QSD の判定をしてもよい⁴¹。また、P による 12 か月の処分期間にわたる漸進的な取得 (a creeping acquisition) も可能である⁴²。

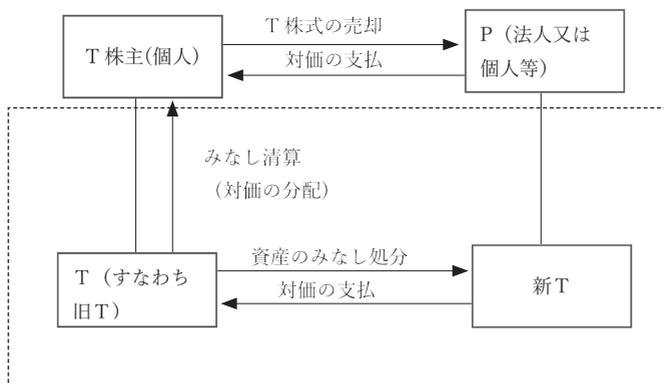
なお、§ 338(e) と § 338(h)(10) の双方の要件を満たす場合は、§ 338(h)(10) の選択が優先適用される (§ 1.336-1(b)(6)(ii)(A))。

(2) § 336(e) の選択の効果

① § 336(e) の選択がされると、T と T 株主は次のように扱われる。図表 2 参照のこと。

T 株主は、T 株式を売却しなかったものとみなされる。代って、T がその資産を、処分日の終わり (しかし、みなし清算の前) に、売却したとみなされる (§ 1.336-2(b)(1)(i)(A))。

図表 2 § 336(e) の選択とみなし取引



(注) 点線内がみなし取引

この時の売却価額は、みなし処分価額総計 (aggregate deemed asset disposition price, 以下 ADADP と略記する。) である。ADADP の計算方法は § 1.336-3(b) に規定されているが、上述した § 338(h)(10) の ADSP に相当する。

T 株主 (T 株式を売却するかどうかにかかわらず) は、資産のみなし売却から生じた利得・損失 (tax consequences) を § 1366 により、その持分割合に応じて計算に取り込み、§ 1337 により、T 株式の税務基礎価額を増額又は減額する。T は T 株主に、(処分日の終わる前で、みなし売却後に、T 株主に所有されている間に) 資産のみなし売却で受け取った対価のすべてを分配したものとみなされる (§§ 1.336-2(b)(1)(i)(A), 1.336-2(b)(1)(iii)(A))。

通常、この分配は § 331 と § 336 が適用される完全清算として扱われる (§ 1.336-2(b)(1)(iii)(A))⁴³。

② 新 T は、処分日の終わり (しかし、みなし清算の前) に、AGUB で資産を取得したものとみなされる。新 T は、その取引で支払われたとみなされた対価を、個々の資産の税務基礎価額を決定するために、§§ 1.338-6 及び 1.338-7 の配分法 (残額法) に従って配分する (§ 1.336-2(b)(1)(ii))。

なお、新 T が適格な S 法人の要件を満たす場合に、S 選択をしたいときは、新たな選択が要求される (§ 1.336-2(b)(1)(ii))。これは、§ 336(e) の選択により、旧 T に対する S 選択は終了し、旧 T は消滅するとみなされるからである (§ 1.336-2(b)(1)(iii)(A))。

6. 事例による検討

(1) 売手の課税

ここでは、§ 338(h)(10) ないし § 336(e) を選択した場合の T 株主の課税を具体的な事例で検討する。両規定は選択要件が異なるが、上述したように、どちらの規定も基本的な課税関係は同じである。そこで、次の事例 1 から事例

5においては、§ 338(h)(10) の選択ないし § 336(e) の選択を総称して「資産売却の選択」といい、両者をひとまとめにして論ずる。

事例 1⁴⁴

事実：T 株主（個人）は T（S 法人）の株式を 100% 所有している。T 株式の税務基礎価額は \$ 500 である。T は設立当初より S 法人を選択している。

T は償却資産 A（以下、A 資産という。）のみを所有しており、A 資産の税務基礎価額は \$ 500、時価は \$ 1,000 である（A 資産の売却益は全額が通常所得になるものとする。）。T の債務はない。

T 株主は \$ 1,000 で T 株式を第三者である P に売却する。

課税関係：

A 「資産売却の選択」をしないとき

T 株主は \$ 500 のキャピタルゲイン（株式売却収入 \$ 1,000 - 株式の税務基礎価額 \$ 500）を認識する。

B 「資産売却の選択」をするとき。

T は A 資産を \$ 1,000 で売却したものとみなされる。T は \$ 500 の利得を認識する。\$ 500 の所得が T 株主にパススルーされて T 株主に課税される。T 株主が所有する T 株式の税務基礎価額は \$ 1,000 に増加する。T は A 資産の売却で受け取った \$ 1,000 を T 株主に分配したものとみなされる。T は清算で現金を分配するとみなされるので T は利得・損失は認識しない。T 株主もまた、清算では利得・損失を認識しない。なぜなら、株式の税務基礎価額 \$ 1,000 に等しい現金 \$ 1,000 を受け取ったとみなされるからである。

「資産売却の選択」をするかどうかにかかわらず、T 株主が認識する利得の総額は \$ 500 で変わらない。変わるのは利得の性格である。「資産売却の選択」をした場合には利得の全額が通常所得になる。「資産売却の選択」をしなかった場合には、利得の性格はキャピタルゲインである。

事例 2⁴⁵

事実：T 株式の税務基礎価額が \$ 300 である以外は事例 1 と同じとする。

課税関係：

A 「資産売却の選択」をしないとき

T 株主は \$ 700 のキャピタルゲイン（株式売却収入 \$ 1,000 - 株式の税務基礎価額 \$ 300）を認識する。

B 「資産売却の選択」をするとき

T は A 資産を \$ 1,000 で売却したもののみなされる。T は \$ 500 の利得を認識する。\$ 500 の所得が T 株主にパススルーされて T 株主に課税される（通常所得）。T 株主が所有する T 株式の税務基礎価額は \$ 500 増額して \$ 800（\$ 300 + \$ 500）になる。

T 株主は、清算分配金の受け取りについて利得 \$ 200（\$ 1,000 - \$ 800）を認識する（キャピタルゲイン）。したがって、「資産売却の選択」により T 株主が認識する利得の合計は \$ 700（\$ 500 + \$ 200）になる。この金額は、株式売却について、§ 「資産売却の選択」をしなかった場合の利得 \$ 700 と変わらない。変わるのは利得の性格である。株式売却の場合は利得の全額がキャピタルゲインになる。「資産譲渡の選択」をすると、利得の一部（\$ 500）が通常所得になる。

事例 3⁴⁶

事実：T 株式の税務基礎価額 \$ 1,000 である以外は事例 1 と同じとする。

課税関係：

A 「資産売却の選択」をしないとき

T 株主は株式の売却に係る利得・損失を認識しない（\$ 1,000 - \$ 1,000）。

B 「資産売却の選択」をするとき。

T は A 資産を \$1,000 で売却したものとみなされる。T は \$500 の利得を認識する。\$500 の所得が T 株主にパススルーされて T 株主に課税される（通常所得）。T 株主が所有する T 株式の税務基礎価額は \$500 増額して \$1,500（\$1,000 + \$500）になる。

T は清算分配金について \$500 の損失（キャピタルロス）（\$1,000 - \$1,500）を認識する。したがって、「資産売却の選択」により、T 株主が認識する利得の額は、キャピタルロスが控除できる場合には \$0（\$500 - \$500）になる。結果は、「資産売却の選択」をせずに株式売却益が発生しなかった場合と同じになる。

しかし、キャピタルロスは、キャピタルゲインと相殺し、通常所得との相殺は \$3,000 が限度とされる（§1211(b)）。

控除できなかったキャピタルロスの残額は、翌事業年度以降に繰り越す（§1212(b)）。仮に、相殺可能なキャピタルゲインがゼロであり、キャピタルロスが控除できないときは、当期には通常所得の \$500 が課税される（本事例では、通常所得との相殺限度額 \$3,000 は考慮しないものとする。）。キャピタルロスが控除できる事業年度は、相殺可能なキャピタルゲインが発生する翌事業年度以降になる。これは T 株主にとって不利な課税関係である。

以上、事例 1 から事例 3 までの結果を一覧にすると図表 3 のようになる。T 株主が負担する税額は、「資産売却の選択」をするかどうかにかかわらず変わらないが、利得の性質が変わることを明らかにしている。

(2) 当事者間における株式の売買価額の決定

T 株主は、T 株式を売却して「資産売却の選択」をしなければ、その売却益はキャピタルゲインとして課税される。「資産売却の選択」をすれば、利得の金額は「資産売却の選択」をしなかった場合と同じであるが、その性格が変わる。長期キャピタルゲインが通常所得になった場合は適用税率が 20% から 37% へ

米国における S 法人の株式取得に係る税務

図表 3 「資産売却の選択」によるケース別の T 株主の課税関係

「資産売却の選択」による T 株主の課税			
項 目	事例 1	事例 2	事例 3
A 「資産売却の選択」をしない。			
株式売却収入	\$1,000	\$1,000	\$1,000
株式の税務基礎価額	\$500	\$300	\$1,000
株式の売却損益 (CG 又は CL)	\$500	\$700	\$0
利得の種類	CG \$ 500	CG \$ 700	—
B 「資産売却の選択」をする。			
OB と IB の比較	OB = IB	OB < IB	OB > IB
(1) T の利得			
A 資産の売却収入	\$1,000	\$1,000	\$1,000
A 資産の税務基礎価額	\$500	\$500	\$500
T 株主にパススルーされる利得・損失(OI)	\$500	\$500	\$500
(2) T 株式の税務基礎価額の修正			
当初の税務基礎価額	\$500	\$300	\$1,000
パススルーされた利得	\$500	\$500	\$500
利得配賦後の税務基礎価額	\$1,000	\$800	\$1,500
(3) T の清算による利得・損失			
分配収入	\$1,000	\$1,000	\$1,000
T 株式の税務基礎価額	\$1,000	\$800	\$1,500
利得・損失 (CG 又は CL)	\$0	\$200	△ \$500
(4) T 株主の利得合計 (1) + (3) (利得の内訳)	\$500 (OI\$500)	\$700 (OI\$500) (CG\$200)	\$0 (OI\$500) (CL\$500)

本図表で使用する略記号の意味は次の通りである。

OB：株式の税務基礎価額 (outside basis)

IB：資産の税務基礎価額 (inside basis)

OI：通常所得 (ordinary income)

CG：キャピタルゲイン (capital gain)

CL：キャピタルロス (capital loss)

増加する。そのため、「資産売却の選択」をすると T 株主の租税負担額は増加する。

他方、P は「資産売却の選択」をしなければ、T の資産の税務基礎価額を引き継ぎ、その税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。「資産売却の選択」をすると、P は、時価で T 資産を購入したとみなされるので、T 資産の税務基礎価額は時価になる。そのため、T 資産の減価償却費は増加し、P が所有する T の租税負担額は減少する。

P が T 株式に付す取得価額は、いずれの場合も対価の支払額、すなわち、時価である。

このことから、T 株式の売買による租税負担額は、T 株主にとっては「資産売却の選択」をしない方が少なく、P にとっては「資産売却の選択」した方が少ない。そのため、P が「資産売却の選択」をして租税負担の軽減を図りたいときは、T 株主の求めに応じて、T 株主の租税負担額の増加を補填する必要がある。この補填額よりも「資産売却の選択」による節税額の方が大きければ、P は「資産売却の選択」をする。

事例 4

事実：上記事例 1 において「資産売却の選択」をする。個人の通常所得の税率を 37%、長期キャピタルゲインの税率を 20% とする。

「資産売却の選択」による T 株主の税負担増加額：

「資産売却の選択」により、T 株主の負担する税額は \$ 185 ($\$ 500 \times 37\%$) になる。この税額は「資産売却の選択」をしなかった時の税額 \$ 100 ($\$ 500 \times 20\%$) より \$ 85 多い。そのため、T 株主の手取額は、\$ 900 (売却収入 \$ 1,000 - 税金 \$ 100) から \$ 815 ($\$ 1,000 - \$ 185$) に減少する。P は、T の求めに応じて、この手取額の減少 (すなわち税金の増加額) を補填する。T 株主が受け取った補填額は、クラス VII (筆者注：営業権及び企業価値) に分類され、キャ

ピタルゲインとして課税されることになる⁴⁷。補填する額は、補填額に対する税額の発生も考慮した総額 \$ 106.25 (\$ 85 ÷ (1 - 0.20)) である。この補填額を追加して支払うことにより、T 株主の手取額は、「資産売却の選択」をしなかった時の手取額と同額の \$ 900 になる⁴⁸。

計算結果を表示すると次のようになる。

1) 支払対価の合計	\$ 1,000 + \$ 106.25 = \$ 1,106.25
2) 税金支払額：	
i) 通常所得	(\$ 1,000 - \$ 500) × 0.37 = \$ 185.00
ii) キャピタルゲイン	\$ 106.25 × 0.20 = \$ 21.25
税金合計	<u>\$ 206.25</u>
3) 差引手取額	<u>\$ 900.00</u>

事例 5

事実：P が上記事例 4 で支払った対価の総額を、資産のみなし取得時に即時償却により損金算入できるものとする⁴⁹。法人税率は 21% である。

「資産売却の選択」による P (新 T を含む買手) の税負担減少額：

① P の償却費増加額は \$ 606.25 (\$ 1,106.25 - \$ 500)、それに伴う節税額は \$ 127.31 (\$ 606.25 × 21%) である。資産の税務基礎価額を引き上げることによる節税額 \$ 127.31 が、補填額 \$ 106.25 を上回る。すなわち、P の正味支払額 (T 株式を取得するためのコスト) は \$ 21.06 減少する。このような状況であれば、P は T 株主からの対価の増額要請に応じるかもしれない。図表 4 の「資産売却の選択」の「有①」の欄は、この計算結果を示す。

② また、P は、減価償却費が増加することによる節税効果⁵⁰を勘案して、対価の正味支払額が \$ 1,000 になるよう、追加して支払うことのできる額を計算する⁵¹。その結果は、図表 4 の「資産売却の選択」の「有②」のように対価支払額は \$ 1,132.91 になる。この金額までの対価の支払額であれば、P は「資

図表 4 当事者間の T 株式の売買価額の調整方法

当事者	「資産売却の選択」		
	無	有①	有②
T 株主：			
収入金額	\$ 1,000	\$ 1,106.25	\$ 1,132.91
租税負担額	\$ 100	\$ 206.25	\$ 211.58
差引手取額	\$ 900	\$ 900	\$ 921.33
P：			
対価支払額	\$ 1,000	\$ 1,106.25	\$ 1,132.91
租税負担額の減少	\$ 0	\$ 127.31	\$ 132.91
差引正味支払額		\$ 978.94	\$ 1,000

産売却の選択」しなかった場合と比べて実質的な負担額の増加はない。したがって、P は、T 株主からの要請に応じて「有①」の通り、\$ 1,106.25 の対価を支払っても不利益はない。

おわりに

T の議決権及び価値の 80%以上の株式の取得ないし売却をする QSP ないし QSD の場合は、それぞれ、§ 338(h)(10) ないし § 336(e) の選択により、実際の株式取得は無視される。代って、旧 T の資産を新 T に売却し、旧 T はその売却対価を T 株主に分配して清算したものとみなされる。その結果、P を株主とする新 T の資産の税務基礎価額は時価になる。この時価を税務基礎価額として減価償却すれば、T の損金算入額が増加し、T の税負担は減少する。

他方、T 株主が認識する利得の額は、これらの選択をするかどうかにかかわらず同額である。しかし、この選択をすると、利得の性格が変わる。すなわち、株式の売却益がキャピタルゲインであるのに対し、資産のみなし売却による利

得の一部または全部は通常所得になる。通常所得の税率はキャピタルゲインの税率より高いので、T 株主の税負担は増加する。この税負担の増加は、T 株主から P に対する支払対価の値上げ交渉によって P に転嫁される。

§ 338(h)(10) の選択では、P が、T 株主と共同して選択する。§ 336(e) では、P 自身は選択に参加せず、P は T 株主と T にその選択を促す。いずれの選択も P 単独ではできず、売手の協力が必要になる。そのため、これらの選択による T 株主の税負担の増加は、P が補填する。T 株式の支払対価の価額交渉は、これらの選択による T 株主の税負担の増加額を、P が自己の税負担の減少額と比較考量して、いくら補填するかを決定するプロセスである。T 株主に対して納得のいく対価を支払うことができれば、P は、S 法人株式の QSP ないし QSD について、資産の税務基礎価額を引き上げることのできる資産取得ないし資産売却の税務上の選択をすることができよう。

注

- 1 Karen C.Burke, *Federal Income Taxation of Corporations and Stockholders* (9th Edition) (West Academic Publishing, 2024), at 1.
- 2 John K.McNulty & Karen C.Burke, *Federal Income Taxation of S Corporations* (Third Edition) (Foundation Press, 2023), at 1
- 3 *Id.*, at 1.
- 4 IRS, *SOI Tax Stats – Number of Returns Filed by Type of Return – IRS Data Book Table 2. Number of Returns and Other Forms Filed, by Type, Fiscal Years 2022 and 2023* (<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.irs.gov%2Fpub%2Firs-soi%2F23dbs01t02nr.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK> 最終閲覧日：2024年6月13日)
- 5 本稿と関連のあるテーマで、C 法人に関して論述したものに次がある。
鈴木孝一「アメリカ連邦所得税における子会社株式の売却を子会社資産の売却とみなす取扱い」*愛知経営論集* 171号 25頁 (2015)
- 6 C 法人としての期間があると、次の規定が適用されるので、株主ではなく S 法人に課税される。
(1) C 法人から引き継いだ資産に含み益がある場合に、その資産を引継後 5 年以内に売

- 却して認識した純資産含み益 (net recognized built-in gain) に対する課税 (§ 1374(a))。
- (2) C 法人であった期間中に稼得した留保利益 (accumulated earnings & profits) がある場合の、超過純受動所得 (excess net passive income) に対する課税 (§ 1375(a))。
- 7 Douglas A.Kahn & Jeffrey H.Kahn, *Taxation of S Corporations* (3rd Edition) (West Academic Publishing, 2020), at 13.
- 8 *Id.*, at 15.
- 9 *Id.*, at 8.
- 10 Burke, *supra note 1* at 416.
- 11 Kahn & Kahn, *supra note 7* at 177.
- 12 McNulty & Burke, *supra note 2* at 71.
- 13 Michael Q.Cannon, Tell Me It's Over: Tax Year Endings and M&A Transactions, *Tax Notes*, June 10, 2019 (Vol. 163, No.11), at 1626.
- 14 Burke, *supra note 1* at 418.
- 15 長期キャピタルゲインと短期キャピタルゲインを法人レベルで相殺しない。McNulty & Burke, *supra note 2* at 70. fn.9.
- 16 McNulty & Burke, *supra note 2* at 72. (fn.25) .
- 17 Burke, *supra note 1* at 422.
- 18 McNulty & Burke, *supra note 2* at 73. Ex. 6.2.
- 19 仮に、損失を分配の前に減額すると、A は分配により \$ 2,000 の利得を認識しなければならない。なぜなら、A の分配前の X 株式の税務基礎価額は当初の \$ 10,000 に所得 \$ 5,000 を増額し、損失 \$ 9,000 を減額した \$ 6,000 になり、この税務基礎価額を分配額 \$ 8,000 から控除するからである。McNulty & Burke, *supra note 2* at 73. (fn.32) .
- 20 個人の長期キャピタルゲインの最高税率は 20% (§ 1(h)) であり、通常所得の最高税率は 37% (§ 1(j)) である。また、法人税率は 21% (§ 11(b)) である。
- 21 Joseph B.Darby III, *Practical Guide to Mergers, Acquisitions and Business Sales* (Third Edition) (the National Underwriter Company, 2021), at 174-175.
- 22 *Id.*, at 175.
- 23 McNulty & Burke, *supra note 2* at 111.Ex. 7.4
- 24 Darby III, *supra note 21* at 175. 参照
- 25 Darby III, *supra note 21* at 244-245.
- 26 Darby III, *supra note 21* at 237.
- 27 P が S 法人の場合に、T の 100% の株式を取得(QSP)して T について QSub の選択をし、T 株主と共同で § 338(h)(10) の選択することができる (§ 1.1361-4(d) ex.3.)。
- 28 James R.Hamill, *S Corporation Stock Acquisitions: Recording Purchase Basis in Assets*, *Corporate Taxation*, September/October, 2020, at 21.
- 29 T 株式の全部が 12 か月の期間内に取得される場合には、原則として、ADSP は次の (i) と (ii) の合計に等しい (§ 1.338-4(b)(1))。
- (i) P が QSP で購入した T 株式のグロスアップ価額
 - (ii) 旧 T の債務

米国における S 法人の株式取得に係る税務

なお、T が S 法人である場合には、上記 (ii) の債務には、T の資産のみなし売却から発生する旧 T に帰属する租税債務を含めない。なぜなら、資産のみなし売却により旧 T が認識した利得は、T 株主にパススルーされ、T 株主が税金を支払うことになるからである。Martin J. McMahon, Jr. & Daniel L. Simmons, *When Subchapter S meets Subchapter C*, *Tax Lawyer*, Vol.67, No.2. (Winter 2014), at 286.

30 議決権及び価値の 80% 以上を所有する子法人 T の完全清算では、T は § 332 が適用されて、分配について利得・損失を認識しない。また、親法人である T 株主は分配金の受領について § 337 が適用されて利得・損失を認識しない。それ以外の完全清算では、清算法人 T に § 336 が適用され、分配を受ける T 株主には § 331 が適用されて、それぞれが課税される。S 法人の完全清算にはこの後者の規定が適用される。

31 McMahon, Jr. & Simmons, *supra* note 29 at 286.

32 § 1.338-5 によれば、AGUB は次の金額の合計である。

(i) P が取得期間内に購入した T 株式のグロスアップ価額 (grossed-up basis)

(ii) P が取得期間外に購入した T 株式の税務基礎価額

(iii) 新 T の債務

また、§ 1.338-6 によれば、ADSP と AGUB は次の方法でクラス I からクラス VII までの資産に配分される。

まず、クラス I の資産 (現金及び普通預金等) を控除する (§ 1.338-6(b)(1))。次いで残額をクラス II (預金証書、米国債等)、クラス III (売掛金等)、クラス IV (棚卸資産等)、クラス V (これまでのクラス I からクラス IV 以外と、次のクラス VI, VII 以外のすべて)、クラス VI (クラス VII 以外の § 197 無形資産) の資産へ各クラスの資産の時価の割合で順次、配分する。最後にクラス VII の資産 (営業権及び継続企業価値) に配分する (§ 1.338-6(b)(2))。

33 Hamill, *supra* note 28 at 21.

34 Darby III, *supra* note 21 at 33-34. 参照

35 Darby III, *supra* note 21 at 34-35. 参照

36 Darby III, *supra* note 21 at 35-38. 参照

37 Cannon, *supra* note 13 at 1626.

38 この設例で、仮に § 338(g) を選択した場合は、次のようになる。

T が S 法人の場合は、取得により S 選択は終了する。S 短期年度は取得の前日の 9 月 16 日に終了する。T ののみなし資産売却は、取得日の 9 月 17 日に開始し、同日に終わる 1 日の C 短期年度に生じる (§ 1362(e))。T は C 法人として 1 日ののみなし売却の申告書を提出しなければならない (§ 1.338-2(c)(8), § 1.338-10(a)(3) 参照)。その後の新 T の C 短期年度は翌日の 9 月 18 日に開始する。McNulty & Burke, *supra* note 2 at 108 本文及び at 108. (fn.79). 参照

39 Andrew M. Brajcich et al., *Current developments in S corporations*, *The Tax Adviser*, July 2023, at 30.

40 *Id.* at 30.

41 Hamill, *supra* note 28 at 22.

42 Hamill, *supra* note 28 at 23.

43 Edward J. Schnee & W Eugene Seago, *Maintaining Single Taxation: Sec.336 (e) and*

- S Corporations, the Tax Adviser, March 2014, at 180.
- 44 *Id.* at 180-181. Example 1, Darby III, *supra note* 21 at 175. Example 1 参照。
- 45 *Id.* at 181. Example 2, Darby III, *supra note* 21 at 175. Example 2 参照。
- 46 *Id.* at 181. Example 3, Darby III, *supra note* 21 at 175-176. Example 3 参照。
- 47 James R. Hamill, Purchases and Sales Involving S Corporations, Taxes, August 2014, at 75. 参照。なお、営業権・継続企業価値は 15 年で償却する（§ 197(a), 197(d)(1)(A), (B)）。
- 48 次の文献を参考にして計算過程を示した。*Id.* at 75.
- 49 たとえば、§ 168(k) の規定が適用される場合である。Burke, *supra note* 1 at 43, 266, 269. 参照。§ 168(k)(1)(A) の規定によれば、適格資産を取得して事業の用に供した場合、取得費の一定割合を費用の額に算入できる。費用化できる割合は、2017 年 9 月 27 日後 2023 年 1 月 1 日前に事業の用に供した場合は 100%、その後、2023 年から 2026 年までの期間、毎年 20% ずつ段階的に減少し（§ 168(k)(6)(A)）、2026 年 12 月 31 日までに事業の用に供した資産に規定の適用がある（§ 168(k)(2)(A)(iii)）。なお、本事例では、支払対価（AGUB）が、残額法により、どのクラスの資産区分の取得価額に配分されるかは考慮していない。
- 50 取得した資産を耐用年数にわたって減価償却する場合は、毎年の節税額を現在価値に割り引く。たとえば、資産の税務基礎価額 \$ 100、時価 \$ 1,000 で、資産の耐用年数 10 年とする。「資産売却の選択」をすると時価 \$ 1,000 に資産の税務基礎価額を引き上げて減価償却する。すなわち、引き上げた差額 \$ 900 だけ、減価償却費の額が多くなる。これを 10 年にわたって定額法で償却すると年 \$ 90 になる。この償却費の増加差額 \$ 90 に法人税率（仮に 35% とする。）を乗じた金額 \$ 31.5 が毎年の節税額（10 年で \$ 315）である。割引率を 10% とすると、1 年目の節税額 \$ 31.5 の現在価値は \$ 28.64 である。2 年目以降も同様に 26.03、23.67 …… というように現在価値が算出される。この節税額の現在価値を 10 年分合計すると \$ 193.55 になる。これが、税務基礎価額の引き上げによる損金算入額の増加（\$ 900）に伴う節税額 \$ 315 の現在価値である。Myron S Scholes et al., *Taxes and Business Strategy, A Planning Approach (Fifth Edition)* (Pearson Education Inc., 2014), at 391. 参照。
- 51 P の支払対価の計算は次の通りである。
- X : 正味の支払対価の額が \$ 1,000 になる支払対価の総額
- $X - (X - \$ 500) \times 0.21 = \$ 1,000 \quad \therefore X = \$ 1,132.91$
- また、この対価を支払った場合の T の租税負担額の計算は次の通りである。
- 通常所得の税額 \$ 185(\$ 500 × 0.37) + キャピタルゲインの税額 \$ 26.58(\$ 132.91 × 0.20)
- = \$ 211.58